

8. 環境像の検討と投票

(1) 環境基本計画市民検討委員会による環境像案

●案1について

『知ろう！行動しよう！みんなで守るあきる野の自然 みんなで防ぐ地球の危機』

【込めた想い】

あきる野市の自然を守ったり、地球の危機を防いだりするために、みんなで環境のことを知って、行動していこう！という想いを込めました。

また、あきる野市での暮らしと、気候変動などの地球全体の危機は結びついていて、私たち一人ひとりの行動によって、どちらもより良くしていけることを表しています。

●案2について

『未来まで続く色彩躍る故郷あきる野^{まち} ～みんなで守る美しく豊かな自然～』

【込めた想い】

あきる野の自然環境が織りなす色とりどりの四季や東西の特色ある景観、そして、多様な文化と様々な人々が活躍している様子を「色彩躍る」で表現しました。みんなで、あきる野市の魅力あふれる環境を未来まで守っていくんだ！という想いを込めました。

将来まであきる野市が、住んで良かった・来て良かったと思える故郷であり続けるため、この美しく豊かな自然をみんなで保全していくことが大切だということを表しています。

●案3について

『あなたが“まわす” あなたが“つなぐ” 自然と共生したあきる野の豊かな環境』

【込めた想い】

これまで引き継がれてきたあきる野市の自然環境や多様な資源、それらによって形成される生活や文化を守り、大切にしていくという想いを込めました。

すべての「あなた」とともに、あきる野市でこれからも暮らしていくために、あきる野市の環境を守るということを表しています。

(2) あきる野環境フェスティバルにおける投票及び展示の実施

市民に広く受け入れられ、共に目指す理想の姿として定着する環境像を設定するために、環境基本計画市民検討委員会において検討した環境像案への投票による意見収集を行いました。

また、市民の環境保全への関心や理解を深めるために、環境基本計画やこれまでの市の取組などに関する展示を行いました。

概要

【あきる野環境フェスティバル開催日時】

日時: 令和7(2025)年5月10日(土)

10:00~15:00

場所: 都立秋留台公園



展示内容

- 環境基本計画とは
- 環境像とは
- 環境像案の紹介
- 投票シート
- 市民ワークショップの開催報告
- あきる野市の環境と取組状況について

(3) 環境像投票結果

環境像の候補(3案)への、あきる野環境フェスティバルにおける投票結果は以下のとおりでした。案2が最も多く選ばれました。

環境像の候補		投票総数
案1	知ろう！行動しよう！ みんなで守るあきる野の自然 みんなで防ぐ地球の危機	80
案2	未来まで続く色彩躍る故郷あきる野 ~みんなで守る美しく豊かな自然~	121
案3	あなたが“まわす” あなたが“つなぐ” あきる野の豊かな自然と共にある暮らし	109

また、あきる野環境フェスティバルに加えて、Webでの市民投票及び庁内投票の結果を下記に示します。第5回環境基本計画市民検討委員会における投票結果も合わせた投票数合計では、案2が最も多くなりました。

	Web 市民投票	庁内投票	あきる野環境 フェスティバル	環境基本計画 市民検討委員会 (第5回)	投票数合計
案1	35	53	80	7	175
案2	80	81	121	2	284
案3	37	36	109	2	184
投票総数	152	170	310	11	643

9. 関連指標の考え方

第4章に掲載の関連指標について、指標の内容や実績値の把握方法を下記に示します。

(1) 自然環境分野

施策の柱1

関連指標	内容
生物調査の実施回数（回）	あきる野市自然環境調査部会及び森林レンジャーあきる野等による年間の調査実施回数
生物多様性という言葉の認知度（%）	市民アンケート調査結果に基づく認知度 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
外来種という言葉の認知度（%）	市民アンケート調査結果に基づく認知度 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
生物多様性に関する情報発信件数（件）	森林レンジャーあきる野新聞、森林レンジャーがゆく（広報掲載）などによる情報発信件数

施策の柱2

関連指標	内容
生息地等保全協定の締結件数（件）	あきる野市生物多様性保全条例における生息地等保全協定の締結件数
有害鳥獣による被害面積（a）	東京都が公表する「野生鳥獣による農作物被害状況調査結果」における市内における被害面積と被害額
有害鳥獣による被害額（千円）	
外来生物駆除活動の協力者数（人）	外来生物（アライグマ・ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、アメリカザリガニ、外来植物等）駆除活動における協力者人数（外来生物駆除イベントの参加人数も含む）

施策の柱3

関連指標	内容
里地・里山における市民参加型活動の回数（回） 里地・里山における市民参加型活動の箇所数（箇所）	下記の取組等における市民参加による里地・里山における整備の実施回数と箇所数 ・菅生大沢整備 ・菅生大沢整備 ・昔道・尾根道整備 ・景観整備 ・ホタル保全 など
平井川の調査で確認された在来の水生生物の種数（種類） 市内におけるみどり率（％）	あきる野市自然環境調査部会による調査結果 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、本市全体に占める割合 東京都が行う調査結果より把握
保存緑地(樹林地)の指定面積(m ²)	本市域内の保存緑地(樹林地)の指定面積

施策の柱4

関連指標	内容
多摩産材(木材)の利用量（m ³ ） 多摩産材(木材)の利用件数（件）	公共事業における多摩産材の利用量 公共事業における多摩産材の利用件数
地産地消の実施率（％）	市民アンケート調査結果に基づく実施率 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
自然体験・学習イベントの開催回数（回） 自然体験・学習イベントの参加人数（人）	下記の取組等における実施回数及び参加人数 ・小さな子どものおさんぽ会 ・港区交流事業 ・外来種対策 ・森林レンジャーあきる野 ・小宮ふるさと自然体験学校 ・菅生子どもの森活動 など

(2) 生活環境・資源循環分野

施策の柱1

関連指標	内容
環境基準の達成率 (大気、水質など) (%)	本市内の調査地点における環境基準の達成率
生活排水処理率 (%)	計画処理区域内における水洗化や、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設による生活雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)処理がされている人口の割合 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100
水洗化率 (%)	計画処理区域内における公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設によってし尿が処理可能で、水洗しているトイレを利用している人口の割合 水洗化率 = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100

施策の柱2

関連指標	内容
市民一人一日当たりの可燃ごみ 排出量 (g/人日) 市民一人一日当たりの不燃ごみ 排出量 (g/人日) 市民一人一日当たりの粗大ごみ 排出量 (g/人日)	家庭系及び事業系一般廃棄物の年間排出量を年間日数及び人口で除した値 市民一人一日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 365 日(うるう年は 366 日)
資源化率 (%)	排出される廃棄物の総量に対し、資源として再利用された割合 資源化率 = (資源ごみからの資源化量 + 資源集団回収量 + 収集後資源化量) ÷ (総ごみ量 + 資源集団回収量) × 100
ごみ処理によって回収可能となる 資源化量 (t) ※可燃ごみ残さや粗大ごみ破碎処理によ り回収可能となる鉄、非鉄類の重量	焼却施設及び資源化施設以外の施設から回収した資源化量

施策の柱3

関連指標	内容
一斉清掃の参加率（％）	人口に対する一斉清掃延べ参加人数の割合
ボランティア袋の各施設での年間配布数（組） ※一斉清掃配布分を除く	公共施設におけるボランティア袋の年間配布数
SNS、一斉メール等で清掃活動を紹介した回数（回）	市からの情報発信回数

(3) 気候変動対策分野

施策の柱1

関連指標	内容
本市の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	本市域内全体から排出される二酸化炭素量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する「多摩地域の温室効果ガス排出量」より把握
市の事務事業における二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	公共施設や市の事務事業に伴って排出される二酸化炭素量
家庭部門の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	本市域内全体から排出される二酸化炭素量のうち、家庭、製造業等の産業、オフィス等の民生業務における排出量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する「多摩地域の温室効果ガス排出量」より把握
産業部門の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	
民生業務部門の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	

施策の柱2

関連指標	内容
市内の太陽光発電設備導入量（累計）（MWh）	本市内において導入された太陽光発電設備導入量（FIT・FIP 制度を活用した導入量） 環境省が公表する「自治体排出量カルテ」より把握
公共施設における実質再エネ電力の導入率（％）	公共施設の電力使用量に占める実質再エネ電力の割合

施策の柱3

関連指標	内容
運輸部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する「多摩地域の温室効果ガス排出量」より把握
JR 五日市線の1日当たりの利用者数 (人/日)	JR 五日市線の本市内の乗降者数
路線バスの1日当たりの利用者数 (人/日)	路線バスの本市内の乗降者数
るのバスの1日当たりの利用者数 (人/日)	市が運営する、るのバスの乗降者数
デマンド型交通の1日当たりの利用者数 (人/日)	市が運営する、デマンド型交通の乗降者数
公用車の次世代自動車導入率 (%)	公用車全台数に対する次世代自動車の割合

施策の柱4

関連指標	内容
グリーンカーテンの実施率 (%)	市民アンケート調査結果に基づく実施率 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
森林整備(主伐・間伐)面積 (ha)	市内において主伐・間伐等の整備を行った森林面積

施策の柱5

関連指標	内容
クーリングシェルター登録施設数 (累計) (施設)	クーリングシェルター(涼み処)へ登録した公共施設及び民間施設数
熱中症救急搬送者数 (人)	東京都消防庁が公表する区市町村別熱中症搬送人員より把握

(4) 人の活動分野

施策の柱1

関連指標	内容
小中学校における環境教育の実施回数（回）	下記の取組等における環境教育の実施回数 ・食品ロスに関する出前授業 ・小宮ふるさと自然体験学校での自然体験授業 ・森林レンジャーあきる野による環境教育講座 など
認定新規就農者数(累計)（人）	本市における認定新規就農者数
あきる野環境フェスティバルの来場者数(推計)（人）	当日の計数によって把握

施策の柱2

関連指標	内容
あきる野の農と生態系を守り隊の新規登録者数(累計)（人）	あきる野の農と生態系を守り隊への累計登録者数
企業の森整備面積（ha）	本市において企業が主体となって整備した森林面積

10. 用語解説

あ行

エコドライブ

省エネ及び二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。自動車等の駐・停車中にエンジンを止めるアイドリング・ストップをはじめ、周囲の交通状況を乱さない速度での走行、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。(P.50)

エシカル消費(エシカルしょうひ)

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。地産地消やエコ商品の選択、買物のときに必要なものを必要な分だけ購入すること、レジ袋の代わりにマイバッグの使用などがあげられる。(P.62)

汚濁負荷量(おたくふかりょう)

陸域から河川等に流れ込む有機物や窒素、リン等の汚濁物質の濃度と排水量を掛け合わせることで計算される。(P.14, P.42)

尾根道(おねみち)

山の頂上と頂上を結ぶ、細長く連なる高い地形である尾根に沿って整備された、登山道や散策路のこと。(P.57)

温室効果ガス(おんしつこうかガス)

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして削減対

象とされている。(P.4, P.15, P.28, P.29, P.61, P.65, P.67)

か行

カーボンオフセット

日常生活や経済活動における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスを、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせる考え方のこと。(P.51)

崖線(がいせん)

河川の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。(P.39)

外来生物(がいらいせいぶつ)

もともとその地域にいなかった生きもので、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと。生きものは、観賞、食用などの目的で意図的に運ばれたり、荷物や乗り物に付着して非意図的に運ばれることがあり、それらの生きものが、人の手から離れ、野生化することにより、外来生物として扱われる。(P.11, P.14, P.17, P.24, P.35, P.36, P.38, P.59)

合併処理浄化槽(がっぺいしよりじょうかそう)

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。「浄化槽法」の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。(P.42)

環境基準(かんきょうきじゅん)

「環境基本法」に基づき、人の健康保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどを数値で示したもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。(P.14, P.42)

環境倫理(かんきょうりんり)

人のあらゆる行動が、自然環境や世界の人々、将来世代に及ぼす影響をよく考えた行動選択を行うこと。(P.45)

休耕地(きゅうこうち)

農家の高齢化や後継者不足等により、一定期間農作物の栽培を行っていない農地のこと。(P.13)

クーリングシェルター

「改正気候変動適応法」に基づき、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、一般に開放される暑さをしのげる場所のこと。本市では、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、市民が誰でも気軽に暑さをしのぎ、一時的に休憩できる場所(涼み処)として開放している。(P.53)

小売電気事業者(こうりでんきじぎょうしゃ)

発電所などから仕入れた電気を、一般家庭やビル、工場などに販売する事業を営むために、経済産業大臣の登録を受けた事業者のこと。平成28(2016)年の電力の小売自由化により、一般家庭においても地域ごとに決められていた電力会社以外に、様々な小売電気事業者のプランを比較して、電力を購入することができるようになった。(P.48, P.49)

さ行

再生可能エネルギー(さいせいかのうエネルギー)

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」と定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがあげられる。再生可能エネルギーは、石油などの化石エネルギーと異なり、枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。(P.5, P.15, P.16, P.29, P.48, P.61, P.65, P.67)

在来種(ざいらいしゅ)

もともとその地域に生息・生育している生きもののこと。(P.35)

里地・里山(さとち・さとやま)

自然と都市の間に位置し、集落とその周辺の雑木林や農地、ため池などで構成される地域のこと。特有の生きものの生息・生育環境や、良好な景観等の観点から重要な地域である。(P.10, P.35, P.36, P.37, P.38, P.39, P.52, P.59)

資源化率(しげんかりつ)

排出される廃棄物の総量に対し、資源として再利用された割合

資源化率＝

$$\frac{\text{資源ごみからの資源化量} + \text{資源集団回収量} + \text{収集後資源化量}}{\text{総ごみ量} + \text{資源集団回収量}} \times 100$$

(P.14, P.43, P.44)

次世代自動車(じせだいじどうしゃ)

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがあげられる。(P.50)

シビックプライド

都市や地域に対する市民が持つ誇りや愛着のこと。(P.19, P.54)

循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

「循環型社会形成推進基本法」の定義に基づき、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。(P.14, P.43)

食育(しょくいく)

生涯を通じた健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承や発展、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。(P.19)

食害(しょくがい)

害虫や野生動物などが農作物や樹木などを食べることによる被害のこと。(P.11, P.18)

人獣共通感染症

(じんじゅうきょうつうかんせんしょう)

動物からヒトへ、ヒトから動物へうつる感染症のこと。病原体はウイルス、細菌、寄生虫と多岐にわたる。(P.57)

水源かん養機能(すいげんかんようきのう)

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留し(保水機能)、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。広義では、これに森林の土壌による水質浄化作用(水質をきれいにする)も含む。(P.52)

水質汚濁(すいしつおたく)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水などがある。影響としては、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅、有害物質による魚介類や人への被害などがあげられ、「水質汚濁防止法」等に基づき、規制が行われている。(P.42)

水洗化率(すいせんかりつ)

公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設によってし尿が処理可能で、水洗しているトイレを利用している人口の割合

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口} + \text{水洗化・生活雑排水未処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \times 100$$

(P.42)

生活排水処理率(せいかつはいすいしよりりつ)

水洗化や、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設による生活雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)処理がされている人口の割合

生活排水処理率＝

水洗化・生活雑排水処理人口÷

計画処理区域内人口×100

(P.14, P.42)

生態系(せいたいけい)

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などのすべての生きものとその生活に関する大気・水・土壌・光などの無機的環境、さらに、これらの中に存在する光合成や食物連鎖などの物質やエネルギーの循環がそろった空間(系)のこと。自然を構成する要素がそれぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるものである。(P.5, P.17, P.33, P.35, P.36, P.40, P.41, P.52, P.56, P.57, P.59)

生物多様性(せいぶつたようせい)

森林や河川、耕地、市街地などの様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び種内に様々な遺伝子が存在すること。「生物多様性基本法」においては、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義されている。(P.2, P.4, P.6, P.10, P.11, P.12, P.23, P.24, P.33, P.34, P.35, P.36, P.37, P.38, P.39, P.40, P.41, P.51, P.57, P.59, P.64)

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長もしくは地方自治体として公表した地方自治体(P.28, P.61)

た行

大気汚染(たいきおせん)

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のこと。「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙(硫黄酸化物、ばいじんなど)、一般粉じん(鉱物などの堆積場から飛散)、特定粉じん(アスベスト)、特定物質(ベンゼンなど)について、規制が行われている。(P.42)

脱炭素経営(だつたんそけいえい)

気候変動対策を単なるコスト増加や CSR 活動の一環として行うものではなく、自社の経営上の重要な課題であり、経営リスクの低減や成長のチャンスと捉えて取り組むこと。(P.46, P.62)

地産地消(ちさんちしょう)

地域で生産されたものをその地域で消費すること。農林水産省では、これに加え、「農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」としている。(P.11, P.40, P.41, P.48, P.58)

は行

パーク・アンド・ライド

市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部などに駐車場を整備し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのこと。市街地における、交通渋滞の緩和、交通大気汚染回避等の効果がある。(P.50)

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。(P.52)

付加体(ふかたい)

海洋プレートが大陸の下に沈み込むときに、その堆積物が海洋プレートから剥がれて大陸の淵に加わったもののこと。(P.41)

保存緑地(ほぞんりょくち)

市内の緑の保全を図るため、「ふるさとの緑地保全条例」に基づき、指定を受けた緑地のこと。樹林地、樹木、屋敷林、生け垣の4種類があり、保存緑地として指定されるには、一定の条件を満たす必要がある。(P.39)

ま行

みどりのネットワーク

緑地や公園などの生きものが生息・生育する空間が適切に配置され、生態系として有機的につながるネットワークのこと。生きものが生息・生育する拠点となる自然環境から、周辺に点在する大小様々な自然環境へ行き来することでつながりが生まれ、地域全体の生物多様性を高めることができる。(P.10, P.37, P.39)

木質バイオマス(もくしつバイオマス)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来するもののこと。エネルギー源として用いるため、木質バイオマスを燃焼させることなどにより、二酸化炭素が発生する。しかしながら、木質バイオマスは成長過程で光合成により二酸化炭素を消費しているため、石油などの化石燃料と異なり、実質的には二酸化炭素を増やさないとされている。(P.48, P.51)

モニタリング

自然環境の状況などについて、継続的又は定期的に調査を実施すること。公害規制などで用いられる場合は、「監視」の意味で用いられる。(P.33, P.34, P.42)

や行

有害化学物質(ゆうがいかがくぶっしつ)

カドミウムや鉛、水銀、六価クロムなどの重金属のほか、塩化水素、PCB、アセトアルデヒドなど、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質のこと。「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処理法」などで取扱いが規制されている。(P.42)

有害鳥獣(ゆうがいちょうじゅう)

農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える野生鳥獣のこと。東京都では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどに加え、アライグマ、ハクビシンについても外来生物として有害鳥獣の捕獲対象とされている。(P.11, P.14, P.36)

有害鳥獣対策(ゆうがいちょうじゅうたいさく)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲等が行われる。(P.11, P.35, P.36)

遊休農地(ゆうきゅうのうち)

長期にわたる不作付け地などのこと。担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから増加している。(P.10)

要請限度(ようせいげんど)

自動車騒音の一定の限度のこと。市長は、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、東京都公安委員会に対し、「道路交通法」に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請することができる。(P.14, P.42)

ら行

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の一覧のこと。絶滅の危険性の高さに応じて、カテゴリー分けがなされる。(P.35)

わ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てのプラスチック製品のこと。例として、プラスチック製のスプーンやストロー、歯ブラシ、商品包装などが挙げられる。(P.43)

数・英

PDCA サイクル

PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。(P.65)